(2)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4)　（略）

ロ　介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(Ⅴ)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第七号ニの規定を準用する。

九　指定地域移行支援の施設基準

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表（以下「地域相談支援給付費単位数表」という。）第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算を算定すべき指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定地域相談支援基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。

ロ　地域相談支援給付費単位数表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の施設基準

イの規定を準用する。

○厚生労働省告示第九十二号

厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に提供された指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～五　（略）	一～五　（略）
五の二　介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者	（新設）
別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者	（新設）
五の三　介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者	（新設）
別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第二号に掲げる区分一（第五号の四において「区分一」という。）以上に該当する者	（新設）